

遠野市自殺対策計画について（概要版）

平成 31 年 3 月 6 日
遠野市 健康福祉部 福祉課

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- (1) 平成 18 年 6 月：「自殺対策基本法」成立、平成 19 年 6 月：「自殺総合対策大綱」閣議決定
- ①我が国の自殺者数は、平成10年以降 3 万人を超える深刻な状況が続いていた。
 - ②平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、平成22年以降自殺者数は減少傾向に転じるなど着実に成果を上げている。
- (2) 平成28年 3 月：「自殺対策基本法の一部を改正する法律」成立、平成29年 7 月：新たな「自殺総合対策大綱」閣議決定
- ①日本の自殺死亡率は（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺者数は毎年 2 万人を超えており、ピーク時に比べ中長期的に減少傾向にあるものの非常事態はまだまだ続いている状況。
 - ②国では自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法の一部を改正。

2 計画の位置付け

- ・自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。
- ⇒ 都道府県及び市町村に自殺対策計画策定が義務付け

3 計画期間

- ・本計画は、平成31年度から平成35年度までの 5 ヵ年計画とする。

第2章 遠野市における自殺の現状

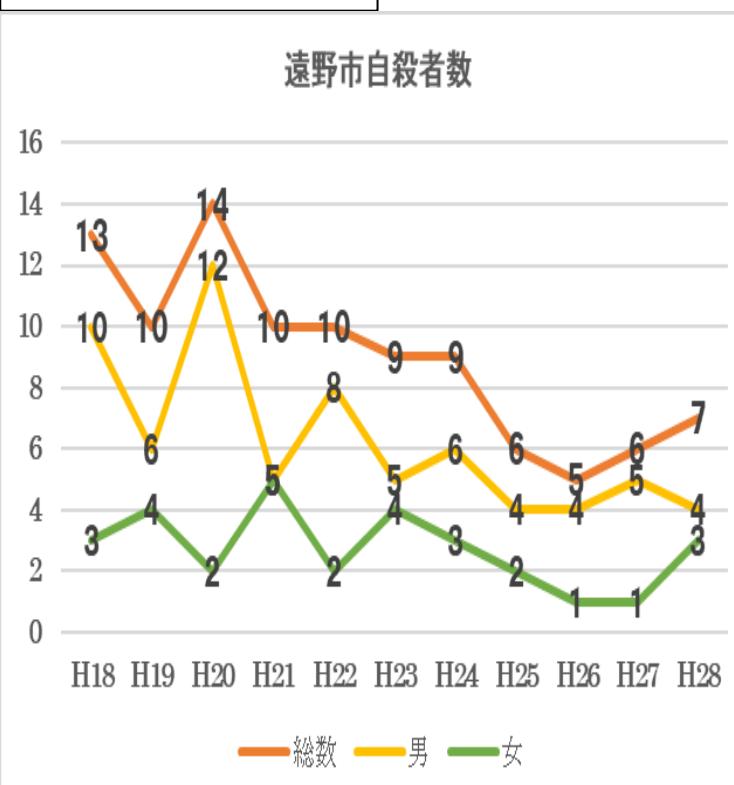
1 自殺の現状

- ①平成 24 年から 5 年間で 30 人が自殺により亡くなっている。
- ②5 年間の平均自殺死亡率(人口 10 万人対)は 20.5 と全国(19.6)に比べ高い水準。
- ③男女別では男性が女性を大きく上回っており、80 歳以上の自殺者数が全体の 4 割。
- ④女性は 80 歳以上が全体の 7 割、男性は 80 歳以上と 40 歳代・50 歳代が高い割合を占めている。
- ⑤同居人の有無別では、男女ともに「同居人あり」が 7 割以上。
- ⑥職業の有無別では、男性は有職者と無職者がほぼ同程度であるが、女性は無職者が 100%。
- ⑦原因・動機別では、男女ともに「健康問題」、「家庭問題」、「経済、生活問題」が多くなっている。

◎ 「遠野市における自殺の現状」より

- ①女性は高齢者、②男性は高齢者と 40 歳代、50 歳代の働き盛り世代に対する対策が重要。

図 1：遠野市自殺者数の推移



第3章 計画の基本方針

1 自殺に対する基本認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

- ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死。

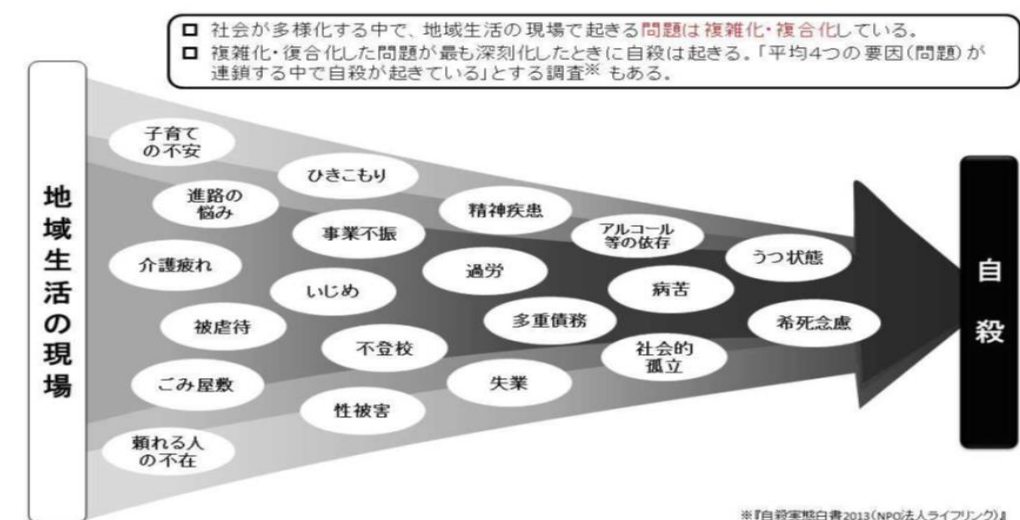
(2) 自殺は防ぐことができる

- ・相談・支援体制の整備など、社会的な取組とうつ病等の精神疾患への適切な治療により予防が可能。

(3) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

- ・家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題。

(自殺の危機要因イメージ図)



2 計画の基本理念と基本方針

- (1) 自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児、介護疲れ、いじめなどの様々な社会要因があることから、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、自己肯定感や信頼できる人間関係といった「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要がある。
- (2) 遠野市においても、「いのち支えあう遠野 ～誰も自殺に追い込まれることのない遠野市を目指して～」を基本理念とし、関係機関・団体が連携・協働し自殺対策に取り組む。

基本理念	いのち支えあう遠野 ～ 誰も自殺に追い込まれることのない遠野市を目指して ～
基本方針	(1) 生きることの包括的な支援としての推進 (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 (4) 実践と啓発を両輪として推進 (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進